

暗号資産の期末時価評価等の課税に係る見直し

背景・目的

内国法人が有する暗号資産については、税務上、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象とされている。こうした取扱いは、担税力がない中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、ブロックチェーン関連企業の日本国内での起業や事業開発が困難となり、海外流出が起きている状況であったため、期末時価評価方法等について見直しが行われる。

税制措置の内容

改正後は、法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産（**活発な市場が存在する暗号資産**）のうち一定の要件に該当する暗号資産は、期末時価評価課税の対象から除外する。

改正案の適用時期については、大綱に記載がされていない。

活発な市場が存在する暗号資産の定義

法人が保有する暗号資産のうち、次の要件の全てに該当するもの

- ① 継続的に売買価格等が公表され、且つその公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること（売買価格等とは、売買の価格又は他の暗号資産との交換の比率）
- ② 継続的に上記①の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること
- ③ 次の要件のいずれかに該当すること
 1. 上記①の売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること
 2. 上記②の取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと

現行・改正案の比較

	現行	改正案
事業年度末において保有する暗号資産の期末評価額	<p>活発な市場が存在する暗号資産については、その保有目的に関わらず期末時価（時価法）</p> <p>※仮想通貨等の活発な市場が存在する暗号資産については、保有目的が売買や決済等一時的な保有であると想定されていたため、長期保有が目的の場合は想定されていなかった。</p>	<p>次の要件に該当する暗号資産においては、取得価額（活発な市場が存在しない暗号資産の評価方法と同様、原価法を用いる）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること ② その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること 2. 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること
暗号資産の取得価額の算定方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 購入した暗号資産：購入代価+購入費用 ② 自己が発行した暗号資産：取得時点の時価 	<ol style="list-style-type: none"> ① 購入した暗号資産：購入代価+購入費用（改正なし） ② 自己が発行した暗号資産：発行に要した費用の額
その他		<p>法人が暗号資産交換事業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合、譲渡をした日の属する事業年度終了の時までに、その暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する</p>